

令和6年1月

契約書等の提出期限について（お知らせ）

令和6年1月1日から電子契約システムを導入するにあたり、契約書等の提出期限について下記のとおりとします。

なお、本市（水道部を含む。）との契約締結は、紙の契約書又は電子契約書のどちらの方法も選択可能となります。提出期限については下記のとおり同一の取り扱いとなりますのでご注意ください。

記

1 対象案件

契約検査課が発注する建設工事、建設コンサルタント等業務（水道部の案件を含む。）及び工事委託

2 対象書類等

書類名称	提出期限
電子契約同意書兼メールアドレス確認書 ※紙での契約締結の場合は提出不要	開札日の翌開庁日の正午まで
建設リサイクル法関係書類（契約書添付用） ※建設リサイクル法対象外の場合は提出不要	開札日の翌々開庁日の正午まで
契約書	契約日の前開庁日まで
誓約書	
契約保証金（現金）	
契約保証書類（保険証券等）	保険証券が発行されたら速やかに

※変更契約の手続きで電子契約システムを利用する場合は、別途契約検査課からお知らせします。

問合せ先
茨木市企画財政部契約検査課契約係
電話番号：072-620-1613
電子メール：keiyaku@city.ibaraki.lg.jp